

## ふなばしエコベース運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、環境や生きものに関する情報収集の場となることを目的にふなばし三番瀬環境学習館1階ラウンジに設けている「ふなばしエコベース」において、市民が環境について「考えられる」「伝えられる」「実践できる」機会をつくり、もって市内の環境保全活動の活性化につなげるために、市民団体等が環境活動内容等について紹介するための展示を行う際に必要な事項を定める。

### (概要)

第2条 ふなばしエコベースの概要は次の各号のとおりである。

#### (1) 施設内容

千葉県及び船橋市による環境関連の情報発信スペース

市民団体等による展示スペース（以下、「展示スペース」という。）

#### (2) 展示スペース詳細

ふなばしエコベースを区切る木製パーテーション（縦180cm×横90cm×厚さ2cm、計4枚）の外側壁面部分、駐車場側出入口から見て正面側（別紙利用案内参照）。

### (展示の手続き・許可等)

第3条 展示スペースの使用を希望する者は、ふなばしエコベース展示申込用紙（様式1）に必要な事項を記入し、環境政策課へ申込むものとする。なお、申込ができる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 環境活動を行う団体
- (2) 環境活動を行う事業者
- (3) 環境活動を行う市民
- (4) 環境活動を行う小・中学校、高等学校、大学
- (5) 環境活動を行う行政
- (6) その他、市が展示を認めた団体・個人

2 環境政策課は、前項の規定による申込があったときは、その内容を審査し、展示の可否を決定し、連絡責任者に通知する。

### (遵守事項)

第4条 展示スペースを使用する際には、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 環境に関する展示を行うこと。
- (2) 設営・撤去は利用者の責任のもと行うこと。

(3) その他円滑な展示運用のため、別紙使用案内に記載されている事項。

(禁止事項)

第5条 展示スペースを使用する際には、次の各号の行為は禁止する。

- (1) 環境に関連しない展示
- (2) 営利活動、政治的活動、宗教活動（サンプル等の配布を含む）
- (3) 展示スペースを損傷する恐れがあるものの展示
- (4) 展示スペースの管理運営上、支障があるものの展示
- (5) 公序良俗に反するものの展示
- (6) 火気・食品の取り扱い

(使用料)

第6条 展示スペースの使用に係る料金は、無料とする。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。